平成２８年（フ）第５８２号
埼玉県志木市幸町４丁目３番39―203号、破産手続き開始決定時の住所埼玉県志木市幸町４丁目17番２号
破産者　藤田　政子
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２５４号
横浜市戸塚区名瀬町793番地３　名瀬マンション201号
破産者　福永　昌子
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３０６号
神奈川県茅ヶ崎市高田１丁目１番45号　アネックス湘南弐番館103
破産者　長林真由美
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０４号
神奈川県藤沢市片瀬海岸１丁目９番13～202号、破産手続開始決定時の住所神奈川県藤沢市鵠沼神明５丁目13番16号
破産者　植田　勇次
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７９号
神奈川県小田原市久野1078番地の１
破産者　平沼　利実
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２１３号
神奈川県平塚市中原２丁目26番10号
破産者　原田　惠介
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２９９号
神奈川県伊勢原市伊勢原１丁目７番27号
破産者　假屋瀬和弘
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３３０号
神奈川県伊勢原市板戸476番地の14　パークヒルズ103号
破産者　天野　　諭
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４号
新潟県上越市幸町２番４―101号　コーポ冴101号
破産者　神谷　　満
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１４１号
静岡県伊東市玖須美元和田727番地の392　坂井住宅２号、前住所静岡県伊東市富戸842番地の173
破産者　鈴木　佳子
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第６９９号
大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目２番17―606号
破産者　岩﨑　光憲
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７７２号
大阪市淀川区木川東２丁目17―11　ビスタ西中島604号室、住民票上の住所兵庫県伊丹市御願塚２丁目３番17号　コテ・ド・エコール新伊丹201号
破産者　村上　浩二
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５７７号
三重県名張市桔梗が丘２番町５街区97番地
破産者　槙野　國治
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８５２号
大阪市生野区桃谷２丁目９番４号　サンライズマンション302号、前住所大阪市平野区喜連４丁目17番18―907号
破産者　梶谷工務店こと　梶谷　密春
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１０７号
大阪市城東区今福西３丁目２番２―703号
破産者　藤村穂こと　藤村　　穂
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１８７号
大阪市東成区深江北２丁目２番11号　シャンテ深江橋　401号
破産者　西山　　司
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９８９号
大阪府高槻市北大樋町21番19号
破産者　ワインフード納富こと　納富　浅男
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１１５号
大阪府豊中市豊南町東２丁目９番24号
破産者　山崎ゆかり（旧姓岡本）
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１２３号
大阪府東大阪市東石切町１丁目８番11号
破産者　富山展幸こと　崔　　展幸
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部